

令和5年第4回水巻町議会 定例会 会議録

令和5年第4回水巻町議会定例会第4回継続会は、令和5年6月16日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	岡田選子
2番	山口秀信	9番	井手幸子
3番	松野俊子	10番	中山恵
4番	水ノ江晴敏	11番	古賀信行
5番	亀元公一	12番	近藤進也
6番	廣瀬猛	13番	住吉浩徳
7番	名倉亮介	14番	高橋恵司

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 野 村 育 美

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	服 部 達 也

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和5年6月 定例会 (第4回)

第4回継続会

本会議 会議録

令和5年6月16日

水巻町議会

令和5年 第4回水巻町議会定例会 第4回継続会 会議録

令和5年6月16日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和5年第4回水巻町議会定例会第4回継続会を開きます。

日程第1 各委員会の審査報告について

議長（白石雄二）

日程第1、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

6月13日の総務財政委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第18号 水巻町税条例の一部改正については、賛成多数で可決いたしました。

議案第19号 水巻町営駐車場設置及び管理条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第20号 水巻町営住宅用地内の自動車駐車場使用料条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第22号 伊左座小学校北校舎増築工事の請負契約の締結については、賛成多数で可決いたしました。

議案第23号 令和5年度水巻町一般会計補正予算（第2号）については、賛成多数で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、水ノ江議員。

文厚産建委員長（水ノ江晴敏）

6月12日の文厚産建委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第21号 水巻駅南口駅前広場設置及び管理条例の制定については、賛成全員で可決いたしました。

議案第23号 令和5年度水巻町一般会計補正予算（第2号）については、賛成多数で可決い

たしました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

日程第 2 議案第 18 号

議 長（白石雄二）

日程第 2、議案第 18 号 水巻町税条例の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

国民に対する新たな税負担に対して、私は反対をいたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

これは、今年の国の法改正によって、町の条例が改正されるんですけど、2019 年に森林環境税が導入されたわけです。そして、今度、2024 年から 1,000 円に上げます。

これは森林環境保全だけに使われるんやったらいいんですけど、東日本大震災のように、震災復興予算をほかに回したりしているんですね。で、水巻町にはこのお金が下りてきました。それで本棚を買ってみたりしてるんですね。

だから、本来のですね、そういう森林環境のために使われているかどうかは、私自身疑問に思っているわけです。

だから、これは私は反対といたします。

議長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8番（岡田選子）

議案第18号、水巻町税条例の一部改正につきまして、日本共産党を代表して、次の2点について意見を述べ、賛成討論といたします。

まず1点目は、森林環境税、森林環境譲与税についてです。

森林環境税は、これまで、東日本大震災の復興特別税として、年間1,000円の住民税が10年間徴収されていたものが、本年度をもって終了することに伴い、2024年1月より、復興特別税と同額1,000円を、個人住民税の均等割に上乗せ課税するというものです。

森林環境税は、低所得者にも一律負担を強いる逆進性の強い税であること、また、森林環境税をもとに各自治体に配分される環境譲与税は、森林経営管理法に基づいて、市町村が新たに行う森林整備等に係る事務や事業の財源として位置づけられています。

しかし、その譲与基準が、人口割が3割。林業就業者数の2割より人口割が3割と高くなっています。これでは、人口が多い都市部に多く配分されることになり、本来の税の目的である森林の持つ公益的機能を維持するための森林整備のための予算が、真に必要な自治体に重点的に配分されない仕組みとなっています。

また、森林環境税の導入理由が、森林吸収減対策、地球温暖化対策に必要な費用負担を求めためとするのであれば、個人負担の森林環境税だけでなく、その原因者であります、温室効果ガス排出企業にまず負担を求めるべきだと我が党は考えますが、これは産業界の反対で実現しなかったということでございます。

我が党は、今述べました点は問題だとして、国会審議では反対をいたしました。

本来は、森林整備のための安定的な財源は、一般会計の林業予算の拡大で確保するべきだと考えます。

しかし、本町税条例の一部改正に当たり、森林環境譲与税は森林環境税が導入される前、2019年度より既に本町にも配分されており、町内の様々な施設へ木製ベンチや本棚等を設置し、木材の利用促進、普及促進経費に充てられてきました。

今後は、町内の水巻三山といわれる明神ヶ辻山、多賀山、豊前坊山などの自然林の保全、災害防止等にも使われることを要望するとともに、町のホームページ等において、今回の、町民に対しての森林環境税の新たな税負担について、十分な説明責任を果たすことを求めておきます。

2点目は、特定小型原動機付自転車、電動キックボードについてです。

この7月より、免許不要で、時速20キロ以下、16歳以上。時速6キロ以下では、歩道の走行も可能となり、ヘルメットも努力義務ということですが。

都会では、事故が急増していることから考えますと、このような規制緩和は、あまりに危険過ぎます。町内の小売店によりますと、「危険過ぎるので、うちの店では取り扱いませぬ」とのことでした。

事故多発で警察庁が取締り強化を打ち出している中での、今回の道路交通法改定は、普及を

推進したい事業者団体が、自民党に過剰規制を緩めるように働きかけたことが背景にあるとも指摘されています。

今後の条例施行後、本町が取るべき姿勢は、不適切な販売の規制や、公道走行における違法行為の取締り強化など、警察ほか、県、国等の関連機関と連携をし、水巻町民の命と安全を守るために行動することです。

このことを強く求めて、本議案の賛成討論といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 18 号 水巻町税条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 議案第 19 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、議案第 19 号 水巻町営駐車場設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 19 号 水巻町営駐車場設置及び管理条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4 議案第 20 号

議 長（白石雄二）

日程第 4、議案第 20 号 水巻町営住宅用地内の自動車駐車場使用料条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 20 号 水巻町営住宅用地内の自動車駐車場使用料条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5 議案第 21 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、議案第 21 号 水巻駅南口駅前広場設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。

議案第 21 号 水巻駅南口駅前広場設置及び管理条例の制定について、日本共産党を代表して、賛成の立場から討論を行います。

文厚産建委員会で、我が党は主に本条例案第 3 条の行為の禁止について質疑を行いました。

条例は、町民に分かりやすいものであることが大切です。3 条 1 項の広場の機能上支障となることは、具体的にどういう行為が支障となり、どういう行為は許されるのか、分かりづらく、我が党は、具体的な事例を質疑しました。これに対し執行部は、通行や車の移動を妨げること、また、車の長時間の駐車や、レンガ敷きの歩行者用空間を妨げることなどと説明しました。

本条例において最も重要なのは、3 月議会の直前に撤回された同条例に盛り込まれていた、演説や宣伝、署名活動等の禁止事項が削除された点です。

憲法で保障されている言論の自由、表現の自由、特に私たち議員には、政治活動の自由は広く認められています。民主主義の根幹として、今後も当然遵守されるべき行為です。その際、良識の範囲の行為であることは論を待ちません。

我が党は、今後、駅前広場が自由な空間として生き生きと利用されることを期待し、本議案について賛成の討論といたします。

議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

賛成の立場から述べます。

水巻駅の管理条例案ができましたけど、水巻駅の利用者は、北口よりも南口のほうが多いです。

この間、私、役場の玄関で、2 人の女性の方が、水巻町の地図を見てあったんです。「どこから来られたんですか」と聞いたら、直方と、それから北九州市八幡西区から来られたんですね。詳しく、水巻の土地ができたり、歴史も話してやったんですけど、せっかくですね、水巻駅に降りても、駅の南口には、そういう水巻全体を紹介する地図がないんですね。

私は四国に行ってきました。四国のあるローカル駅では、幸徳秋水の歴史もちゃんと駅の前を書いていました。それから地図も貼っていました。そういう優しい行政をやっているんです。

そういう点でですね、水巻駅も、そういう、よそから来た人、また、水巻町民が分かりやすい、町全体が分かりやすい地図をですね、すぐやないけど設置してもらいたいと思います。

それから、先日、高橋議員も文厚で言われましたけど、外側の男性のトイレ、用を足しているところが見えるんですね。そういう点もですね、何とか配慮してほしいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 21 号 水巻駅南口駅前広場設置及び管理条例の制定について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第 22 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、議案第 22 号 伊左座小学校北校舎増築工事の請負契約の締結についてを議題いたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

先般、この議案第 22 号、伊左座小学校の校舎建設工事に対しては、非常に疑惑の対象になっていると。やはり――。

議 長（白石雄二）

賛成ですか、反対ですか。

12 番（近藤進也）

反対の立場から意見を申し上げます。

その前に議長に申し上げておきます。

いかなる意見も、意見は意見として、寛容に受け止めていただくようお願いいたします。

そして、やじが飛ばうもんなら、それを差し止めていただき、あるいは注意、あるいは退場を申し立てるぐらいの気持ちでお願いしたいと思います。かつて、今まで度々そういうことがあっていますので、どうか後ろに目配りをお願いします。

それでは、申し上げます。

私が反対する理由はですね、この学校の設計者と工事業者は、町があえて多くの民有地を買収してまで、入浴施設、そしてトレーニングセンター、そしてあろうことか、高層マンションに至るまでを建設を許し、特命発注をしていることですね。まさにひもつきではないかと疑わせるような出来事だと思います。

それが今回、財政課長が申ししておりましたが、初めて参入したのではないかという今回の公共工事ですが、あまりにも期間が短か過ぎる。新しい健康センターができて、それから今回の町の入札工事に、この2人がコンビで入札に参加できている。

——と申しますのは、この設計の在り方がですね、この設計業者の入札結果を見ますと、さも一番安い価格が設定されておりますが、もともと工事代金のもとの公示価格、工事の出来高の100%のうちの5パーが大体、相場の設計価格です。そうするとですね、ぴったりそれに当てはまるんです。

ですから、ほかの方に、この設計価格が900万円台で落としてますが、ほかの方がなぜ1500万円も2500万円もなるんですか。そういうね、でたらめな数字を並べて、さも安かったような業者に落としたということになってますが、これは最低価格でも何でもありません。

そして、さらには今度の12業者選んで、10社が棄権、あるいは参加しなかったというふうに聞いておりますが、やはりそれならば、業者名を新たに入れ替えるという手続も取れるわけですし、議会で否決されても、仮に業者を入れ替えて、新たにまた議案として提案するという手続もとれるわけですから、やはり疑問を呈したときには、呈されれば、当然その辺を是正してですね、新たな契約案件として提出すべきではなかったかと思えます。

そういった工事業者の在り方も、もともとが、公取委の発表によりますと、95%以上は官製談合の疑いありという裁定が出てるんです。にもかかわらず、99.4%とはどういうことですか。

そしてさらには、2社しか残らなかったと。契約の要件としては、当然入札は2社以上ということになっていきますので、12社選んで10社が辞退して、そして2社だけ残して入札をした。何か、形だけの入札みたいですね。

一方では最高価格で上げている。最低価格も表示しているのに。本来、今までの流れから見ても、最低価格で皆さん並んでくじ引で選んでいたんです。

業者に聞きますと、かつて町会議員の頃的美浦さんは、もっと巧妙だったと。「こんだけばればれの出来レースを見させられたら、もう参加できないよね」という声も聞きます。そういうことですね、業者のほうから聞きました。

そういったことで、もう水巻では、入札には参加しないと行って、出ていった業者さんも数

人おられます。

そういったことから、先ほどもあなたは議長のほうをにらんだみたいですけども、議長には、私は寛容に受け止めていただくように先ほどお願いしたのは、そのためでございます。

そういった意味からも、これほどの出来レースと思われるような内容を見ますと、ぜひともこれは見直していただきたい。

そのことをあなたに要望して、反対の理由といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。古賀議員。

11 番（古賀信行）

私も反対の立場から意見を述べます。

この入札は、15社中13社が辞退ですね。そして、先日、委員会で、なぜ辞退したかっていう質問があったら、技術者がいないところが7社、他の仕事を持っているところが2社、資材が高騰したから3社が辞退してしまったんです。

なぜ入札を指名する初めからですね、技術者がいない業者を町が選定したかが、第1点の疑惑です。

第2点目はですね、これに町のお金が7926万円使われます。それと、予定価格の1億7499万9000円、下の制限価格が1億4000万円。この差額が3499万9000円あります。この3499万円があればですね、国民健康保険加入者の世帯のですね、1世帯当たり7,000円ぐらい、国民健康保険税を下げられるわけです。

だから、行政っちゅうのは、いかに税金をうまく使うかが行政の仕事。それをまた監視するのがですね、無駄遣いをしてないか監視するのが、議員の仕事です。

これは、160坪で1億7400万円です。こういうですね、いろんな私は最近たくさん日本に企業が工場を建設したり、また、民間の分譲住宅を造っている業者の資料を集めています。でもですね、土地代を含めても、100万ちょっとぐらいなんですね、坪当たり。そういう点から総合判断しますと、いかにこの金額が高いかですね。

以上のことを申して、私は反対意見といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

議案第22号、伊左座小学校北校舎増築工事の請負契約の締結につきまして、日本共産党を代表いたしまして、大変悩みながらの決断といたしておりますが、賛成の立場から討論を行います。

本契約は、指名した15社のうち、12社が入札辞退、一社が連絡なく欠席で失格し、13社が

入札に参加せず、残った2社、株式会社志道工務店と、北九州市小倉北区が本社の、本町の町有地に建設されたいちようの湯と、隣接のマンションを建設した株式会社川口建設の2社での入札となっております。

川口建設の入札金額は1億7400万円で、予定価格の99.4%。落札できなかった志道工務店の入札金額は1億7490万円で、99.9%と大変高い入札率でした。この入札が行われたのは、5月8日です。

6月6日には、同じ伊左座小学校の普通教室増設工事の入札が行われました。これは、10社を指名し、7社が辞退、3社が応札し、さきの5月8日の伊左座小学校の増築工事を落札できなかった志道工務店が、3950万円、落札率93.2%で落札をしております。他の2社の入札金額は、99.2%、99.9%と大変高い金額となっております。

総務財政委員会の審議の中で、蔵元課長は、13社が辞退、失格となった理由について、先ほど古賀議員も述べましたが、技術者がいない、価格が合わない、建設規模で対応できないという理由を説明されました。現在、建設業者が置かれている、物価高騰と人手不足で苦労している、どの建設業者も同じ状況であることが分かりました。

しかし、このような状況下でありながらも、落札した川口建設を、初めて入札に指名したことが、質疑の中でも分かりました。

初めて入札に指名した業者が、結果的に、たった2社の入札となり、高い入札率で約2億円もの事業を落札してしまった。これは偶然なのでしょうか。

15社も指名したこと。しかし、結果はたった2社での入札となったこと。落札金額が99.4%と大変高いこと。この工事では落札できなかった志道工務店は、次の入札で93.2%で落札したこと。

このような事実から、本町がなぜ我が町の建設工事に初めて川口建設を指名したのか。その、初めて指名した町外の川口建設が99.4%という高い入札率で、大きな工事を落札した。この事実を見たときに、果たしてこの入札は公平公正に行われたのか、我が党は不信感は拭えません。

真に納得のいく請負契約であったとの確証は得られないままの総務財政委員会の審議となってしまうました。

しかし、不正であるとの具体的な事実を、現時点では、我が党が持ち合わせていないことも、これまた事実であります。根拠も持たないまま、判断することも許されません。

よって、この請負契約の締結について、児童数増による教室の増築工事であること、この点を鑑みて、賛成討論といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。はい、高橋議員。

14 番（高橋恵司）

私も賛成の立場なんですけど、一言意見を述べさせていただきたいと思います。

本会議の前の勉強会のときにこの資料を見たときに、やはり一目で何か心に引っかかるもの

がありました。それは、私がこういう、なんていいますか、建築関係とか入札関係とかに疎いものですから、数字とかはあまり頭に入ってこないんですけど、素人の私でさえですね、これを見ればですね、「うん、何となく、これはもろ手を挙げて賛成できる案件ではないかな」と思いながらもですね、財政課長に少し質問をしてみました。「町内の仕事をしたばかりの業者がですね、こうして初めて入札に参加して、これは全然大丈夫なんですか」と。その程度の質問だったんですが、今、お話を聞いてみますと、先輩議員のお三方が、やはり、これはどうもおかしいなというような形で進んでおります。

そこで私はですね、今後、執行部といたしましてはですね、誰がどう見てもクリーンな仕事ですね。グレーっぽい仕事はしていただきたくないと思います。

ですが、やはり学校関係のこともありますし、これがこじれてですね、ストップしてしまうのも、私は望んでおりません。

ですから、賛成ですが、一言意見を述べさせていただきました。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 22 号 伊左座小学校北校舎増築工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 7 議案第 23 号

議 長（白石雄二）

日程第 7、議案第 23 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、関係の各常任委員長長の報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議ありませんので、質疑に移ります。関係の各常任委員長長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

私は反対の立場から意見を述べます。

一つ一つ言えば切りがないので、もう時間いっぱいかかるから、主な点だけ述べます。

第1点目は、電子図書ですね。これは、遠賀4町で1万冊という説明がありましたけど、投資の割にはですね、あんまり蔵冊が少ないと思います。

そして、私はあんまり賛成する立場にないんです。

全ての国民が安易に使い切りゃいいんですけど、特に高齢者はですね、全く使えない人もいます。そういう点で、この電子図書の思っている部分が、1点目は反対です。

それから、8ページの、3款3項のですね、三つ目の升ですね。子育て支援事業ですけど、ここにですね、吉田保育園の建て替えが入っているんですけど、私は賛成の立場じゃないんです。なぜかといえば、以前梅ノ木にあった昔の第三保育所がですね、現在の第二保育所に、梅ノ木から移転されたんです。そのときにですね、もっともらしい理由をつけて、あそこに移転したわけです。そういう苦い経験があるもんだから、今回もですね、そういう点で、こういう、何かありゃせんかと思っているんです。

——というのは、私の知人が、鹿児島県で2期市長をやりました。そしてそのとき、幼稚園の園長が、建物が古いからということで、市に建て替えの要望書を出しましたが、彼は認めませんでした。彼は現地に見に行っって、まだ使えると判断したと言っていました。

私はですね、よく役所が、国から市町村までですね、この建物は古いからという口実で、壊したり、造り変えたりするのが大嫌いです。

その一番顕著な例が八幡市民会館です。あそこは、すぐ壊すって話が出ましたけど、日本の市民団体や、日本の著名な建築家がですね、大反対運動を起こしまして、現在は残して、資料館として使用すると思います。私は何回もあそこに行っています。恐らくあと100年以上は持てると思います。あの鉄骨の骨組みを見たら、すばらしいです。こんな建物はザラにないですよ。

そういう、役所が勝手なことを言ってですね、いかにも建て替える理由をつくっていくんです。

一番感じたのは、兵庫県豊岡市です。昭和の初めにできた建物を壊すかどうかで、議会で審議があったんです。そのときですね、議会議員が、この建物を残そうっちゃうことで残してるんです。その建物、私、何回も見に行きました。重さ3,000トンある建物をですね、50メートルをコロで引っ張って移転して、現在は、豊岡市の市議会議事堂として使っています。

だからこういう点、吉田保育園の建て替えも反対です。

それからですね、新型コロナウイルスによる、暮らし生活支援特別給付金ですかね。1億7800万円が組まれています。そしてこの補正予算の中で、町の持ち出しが、繰入金と町の支出金で、一、十、百、千、万——。たくさんあります。

こういうですね、本当に生活に困ってる人にはお金を配るのは、私、大賛成ですけど、中には700万円以上の所得がある方もおられるんです。そういう人に私は配る必要ないと思うんです。何でもかんでもお金を配りよったら、後でその収入は税金で徴収する以外ないんです。

以上の点をもって、この補正予算には反対といたします。
以上です。

議 長（白石雄二）

はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

賛成反対というよりも、この保育園の在り方に対して審議が十分ではなかったというふうに私は判断をいたしまして、態度を保留したいと思います。

その理由を申し上げますと、保育園跡地の利用はまだ決まってないということでしたが、実は私のときに、もう既に、九電さんは、隣の保育園跡地を購入するという話が浮き上がっております。吉田保育園はそれにちなんで、町有地を駐車場として借りておりましたが、今後貸さないという話が上がりまして、吉田保育園は駐車場の利用場所を探すのに大変な苦勞をさせられたようです。

そういったことから、当然、いろんな理事の交代などもありましたが、吉田保育園に持ち出された、以前のもう退職されている課長さんですが、担当課長が、吉田団地が壊された跡地に引越してほしいという申出も、吉田保育園から聞いております。

そういうような過去のいきさつがあつて、今回の吉田保育園の移転用地が垣添町住跡地。しかし、垣添町住の跡地は、あそこにある企業さん、あるいは商売人さんの共同駐車場として利用されています。

なぜ保育園だけが立ち退きなのか。なぜ保育園だけには駐車場を貸さないと言ったのか。そういった過去のいきさつからしても、今回の吉田保育園の移転という形は、代替用地にしても、あれは県道拡幅に伴う移転だと思いますが、駐車場がなくなるからということであつて、保育園用地の中では何の問題もないわけです。

ただ駐車場を確保することに困窮しておりましたので、それに伴って認定こども園という一つの申請をもとに拡大をするということで、施設の大きさ、あるいは駐車場用地の確保というものから、町に申出があつたということですが、それはいさかどうなのかなと。

駐車場用地を貸さないという町の姿勢に対して、非常に吉田保育園が困窮していたという事実をもってですね、私は今回のいきさつは、十分に審査が行われたというふうには思っていないので、態度を保留いたします。それが理由でございます。

議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

10 番（中山 恵）

議案第 23 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算第 2 号について、日本共産党を代表して、賛成討論を行います。

我が党は、物価高騰の下、町に対し、現金で電気代の補助などの支援を求めてきました。

これまで、現金支給はしないとの町長答弁が続きましたが、国より、住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円、非課税世帯と家計急変世帯の子供1人当たり5万円を支給することが決まり、国の支援対象外の課税世帯に、町が独自に2万円の支援金を給付することに対し、評価をいたします。

今後は、我が党が一般質問で行いました、非課税とはならない、少し上回る貧困層、準貧困層に当たる世帯には、国の支援が行き届かず、苦しい、厳しい生活実態であることが分かりました。

今後は、本町において、誰一人も取り残さないという姿勢で、きめの細かい支援を実行されることを強く要望いたしまして、賛成討論といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第23号 令和5年度水巻町一般会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 意見書第4号

議 長（白石雄二）

日程第8、意見書第4号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書についてを議題といたします。亀元議員に提案理由の説明を求めます。はい、亀元議員。

5番（亀元公一）

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書について。

長年の教員生活の中から、まず大事な1点として今回、このように意見書を提出させていただくことになりました。

地方自治法第99条の規定により、財務大臣、文部科学大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は松野議員、水ノ江議員であります。

内容は、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

亀元議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第4号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、意見書第4号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9 意見書第5号

議 長（白石雄二）

日程第9、意見書第5号 インボイス制度の実施延期を求める意見書についてを議題といたします。中山議員に提案理由の説明を求めます。はい、中山議員。

10 番（中山 恵）

10 番中山恵です。

意見書第5号 インボイス制度の実施延期を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は岡田議員、井手議員であります。

内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。

よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

中山議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第5号 インボイス制度の実施延期を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第5号は否決いたしました。

日程第10 意見書第6号

議長(白石雄二)

日程第10、意見書第6号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についてを議題といたします。井手議員に提案理由の説明を求めます。はい、井手議員。

9番(井手幸子)

9番、井手幸子です。

私は、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について、提出の説明をいたします。

原案は皆さんお手元のとおりでございます。これに追加の提案理由の説明を行います。

袴田事件は今年3月、再審が認められ、検察も抗告を断念し、裁判のやり直しが決定しました。袴田さんは58年間という長きにわたって殺人犯として扱われ、死刑判決が出されて40年になります。いつ執行されるか分からない死の恐怖を余儀なくされ、どういうふうに、どのような思いで生きてこられたのでしょうか。

袴田さんは今年87歳になられ、姉のひでさんと共に闘ってこられました。

問題は、こうした事態は特別なことではなく、誰にでも起きうるし、現に数多くの冤罪事件が起きていることから、決して私たちと無関係ではありません。個人の人権よりも国家の威信が優先される問題が背景にあります。

袴田事件は今回の2次請求だけでも15年かかりました。一番の問題は、検察官の上訴権です。審議そのものを否定するものですが、何もそのようなことをしなくても、再審を実施し、その中で審議を尽くせば済みますが、その審議の土俵自体を避けているとしか言いようがありません。

今回、袴田事件では、検察が特別抗告を断念しましたが、制度そのものが変わったわけではありません。

我が国が、再審規定のモデルとしたドイツでは、1964年に検察官の上訴を禁じました。我が国もそれに見習うべきです。

今の再審法の下では、一度有罪と決まったものは、自分たちの力で新たな証拠を見つけ出すしかありません。あまりに、無罪証明のための困難を、無罪を主張する側だけに押しつけていることとなります。検察手持ちの証拠があれば、全て開示すべきです。

また、今回の意見書提出までには間に合いませんでしたが、6月5日に第4次再審請求を行った鹿児島の大崎事件では、検察側が上訴し、弁護団はこれを不服とし、特別抗告を行いました。

被告の原口綾子さんは、95歳になられます。

また近隣では、飯塚事件被告の久間氏は、死刑判決の2年後に死刑が執行され、殺されてしまいました。今、家族が本人の名誉のために、再審請求を行っているところです。これもいまだに認められていません。

有罪判決までの警察や検察の対応を見ると、長期にわたる自白の強要、検察にとって不利な証拠の隠蔽、あるいは、偽りの証拠の捏造までが、袴田事件に限らず、ほかの事件にも見て取れます。これでは、我が国は法治国家とは言えません。

以上をもって、提案理由といたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

提出先は内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長。賛同議員は、岡田議員、中山議員です。

どうぞ皆さんの御賛同をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第6号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第6号は否決いたしました。

日程第11 意見書第7号

議 長（白石雄二）

日程第11、意見書第7号 新・原発推進政策の撤回を求める意見書についてを議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。はい、岡田議員。

8番（岡田選子）

8番、岡田選子です。新・原発推進政策の撤回を求める意見書についての提案説明をさせていただきます。

国会で、新・原発推進政策についての法律、原発推進等5法が可決をいたしてしまいました。
東京電力の福島第1原発事故から、まだ、今12年たっておりますけれども、事故も被害も終わってはおりません。そういう中で、原発回帰の政策に大転換するという方向でありまして、このことを許すことはできません。

まずですね、やっぱりエネルギーの安定供給ということと、脱炭素ということをお口にです
ね、やはり原発を永久的なエネルギーとするという方向性が見えます。

そして原発事故ですね。大変、反省と教訓を基に、原発の運転期間40年、せつかく40年だと、皆さんで国会で審議して決めたはずなのに、それを60年、70年までいいというようなことにまでなっております。

最近、日本全国で地震が多発しておりますけれども、そういう地震大国である日本です
ね、この原発を推進していくという方針に政府が切り替えていく、そして法律をつくって進めていくということに対しては、やはり私たち地方の議会としては、物を申さなければならないというふう
に強く思っておりますので、この意見書をですね、ぜひ皆さん御賛同いただきまして、国のほうへと上げさせていただきたいと思っております。

賛同議員は、井手議員、中山議員です。

提出先は、内閣総理大臣、経産大臣、科学技術政策担当大臣、衆院・参院両議長でございます。

皆様方の御賛同、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第7号 新・原発推進政策の撤回を
求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第7号は否決いたしました。

日程第 12 委員会報告について

議 長（白石雄二）

日程第 12、委員会報告について。去る 5 月臨時会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

御報告することはございません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、水ノ江議員。

文厚産建委員長（水ノ江晴敏）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。はい、廣瀬議員。

議会運営委員長（廣瀬 猛）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

日程第 13 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第 13、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議員を派遣しましたので、報告いたします。

日程第 14 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 14、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思います。これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、令和5年第4回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前11時03分 閉会